

物件事故処理要領について

平成31年3月26日付け警察庁丁交指発第54号、丁交企発第88号、
丁地発第53号
警察庁交通局交通指導課長、警察庁交通局交通企画課長及び警察
庁生活安全局地域課長から
各管区警察局広域調整担当部長、警視庁交通部長、警視庁地域部
長及び各都道府県警察本部長あて

(概要)

本通達は、物件事故の処理に当たり、警察官による交通流の回復措置を要しない等一定の条件を満たす場合に原則として現場見分を省略することなどについて示したものである。